（建蔽率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物）

第十条の四の八　法第五十三条第五項第四号の国土交通省令で定める建築物は、第十条の四の六第一項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその建蔽率が法第五十三条第一項から第三項までの規定による限度を超えるものとする。

2　前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物）

第十条の四の九　法第五十五条第三項の国土交通省令で定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが法第五十五条第一項及び第二項の規定による限度を超えるものとする。

一　屋根を再生可能エネルギー源の利用に資する設備として使用するための工事

二　再生可能エネルギー源の利用に資する設備を屋根に設ける工事

三　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な屋根を通しての熱の損失の防止のための工事

四　建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な空気調和設備その他の建築設備を屋根に設ける工事（第二号に掲げるものを除く。）

2　前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

（特例容積率の限度の指定の申請等）

第十条の四の十　法第五十七条の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一・二　（略）

三　指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第百三十五条の二十三に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四　（略）

2・3　（略）

第十条の四の十一・第十条の四の十二　（略）

（指定の取消しの申請等）

第十条の四の十三　法第五十七条の三第二項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一　（略）

二　取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第百三十五条の二十四に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三　（略）

2・3　（略）

（指定の取消しに係る公告の方法）

第十条の四の十四　第十条の四の十二の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。

（新設）

（新設）

（特例容積率の限度の指定の申請等）

第十条の四の五　法第五十七条の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一・二　（略）

三　指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四　（略）

2・3　（略）

第十条の四の六・第十条の四の七　（略）

（指定の取消しの申請等）

第十条の四の八　法第五十七条の三第二項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一　（略）

二　取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第百三十五条の二十三に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三　（略）

2・3　（略）

（指定の取消しに係る公告の方法）

第十条の四の九　第十条の四の七の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による公告について準用する。